

国民健康保険について

交通事故にあったら

国民健康保険制度は、加入者みなさんの交通事故の治療費を助け合うために作られた制度ではありません。もし、第三者(本人以外の他人)行為による傷害を受け、国民健康保険を使って治療した場合は、すみやかに市の国民健康保険の窓口には必ず届け出てください。

※国民健康保険者(三木市)が一時的に立て替えて支払いし、あとで加害者に請求するには加害者や事故の状況を確認する必要があり、国民健康保険法で第三者行為による被害を届け出ることが義務づけられています。

第三者行為損害賠償求償事務(第三者行為)

第三者行為とは事故等が本人以外の行為によって発生したものをいいます

交通事故など本人以外の他人(第三者)から受けた傷害などの治療費は、原則として加害者が負担すべきものです。

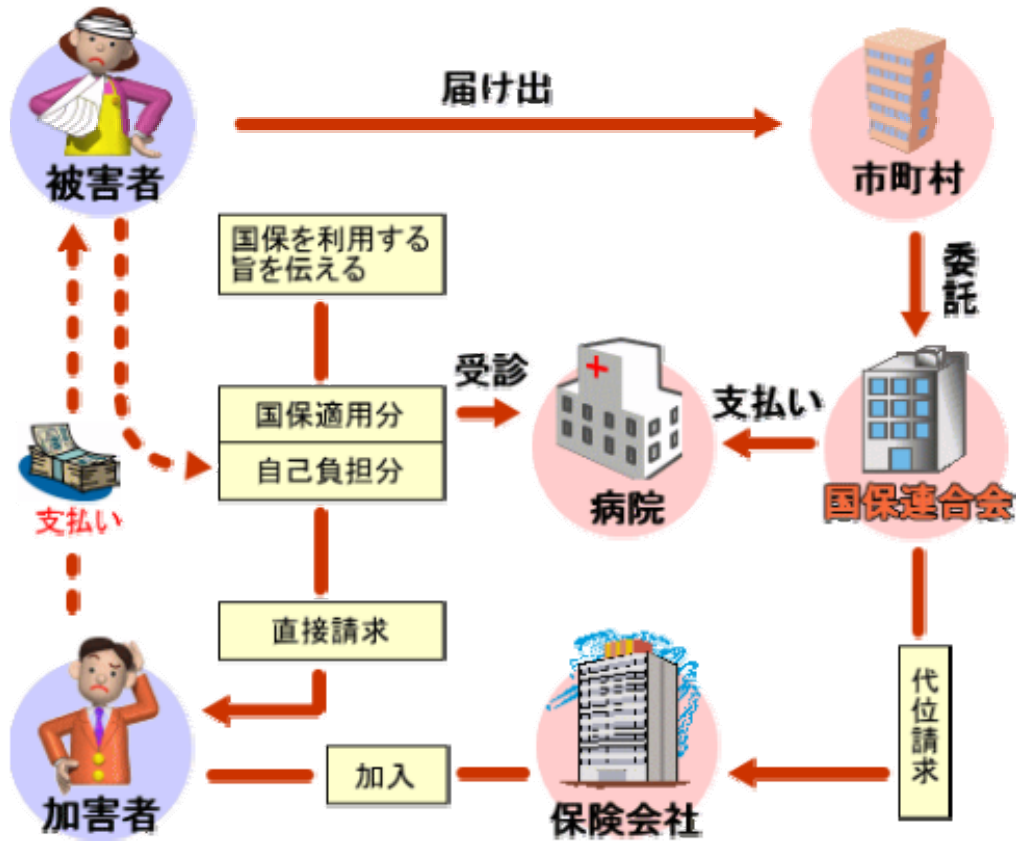
しかし、加害者からすぐに支払ってもらうことができなかつたり、事故の状況がはっきり分からないなどお互いの言い分が違っていたりして、損害賠償に時間がかかたりするような場合などもあります。

そのため、病院の窓口で国民健康保険(国保)の被保険者証を提示することで、いったん国保が立て替えて被害者の負担を少なくして治療を受けることができます。

国保を使う場合は、市役所医療保険課の⑮番窓口へ届け出をすることが条件となります。

そして、国保が立て替えた治療費は、あとで国保から加害者に請求することになります。これを求償と言います。

第三者行為求償事務の流れ



詳しいお問合せは

三木市健康福祉部医療保険課 内線 2338